五十五　保安基準第十八条の二第六項に定める基準に係る試験	十二万五千円
五十六　保安基準第二十条第四項に定める基準に係る試験	十二万五千円
五十七　保安基準第二十条第五項に定める基準のうち、インストルメントパネル（運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類等の取付装置をいう。以下同じ。）（乗車定員十人の自動車に備えるインストルメントパネルに限る。）に係る試験	十二万五千円
五十八　保安基準第二十条第五項及び第六項に定める基準のうち、インストルメントパネル及びサンバイザ（乗車定員十人の自動車に備えるものを除く。）に係る試験	十八万七千円
五十九　保安基準第二十条第六項に定める基準のうち、サンバイザ（乗車定員十人の自動車に備えるサンバイザに限る。）に係る試験	十二万五千円
六十　保安基準第二十一条並びに第四十四条第五項及び第六項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	十二万五千円
六十一　保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（運転者席を除く。）を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）に係る試験	十二万五千円
六十二　保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席を除く。）に係る試験	三十五万二千円
六十三　保安基準第二十二条第一項に定める基準に係る試験	三十五万二千円
六十四　保安基準第二十二条第二項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	十二万五千円
六十五　保安基準第二十二条第三項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	十八万七千円
六十六　保安基準第二十二条の三第四項に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験に限る。）	十八万七千円
六十七　保安基準第二十二条の三第四項に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。）	十二万五千円
六十八　保安基準第二十二条の四に定める基準に係る試験	十八万七千円
六十九　保安基準第二十二条の五第二項に定める基準のうち、年少者用補助乗車装置取付具の強度及び取付位置に係る試験	十八万七千円
七十　保安基準第二十二条の五第二項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	十八万七千円
七十一　保安基準第二十二条の五第三項に定める基準に係る試験	六十四万二千円
七十二　保安基準第二十五条第四項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	十八万七千円
七十三　保安基準第二十九条第一項に定める基準に係る試験	十八万七千円

七十四　保安基準第二十九条第二項及び第三項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	十二万五千円
七十五　保安基準第三十条第一項に定める基準に係る試験	十二万五千円
七十六　保安基準第三十一条第二項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙に係る試験	十二万五千円
七十七　保安基準第三十一条第二項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質に係る試験（軽油を燃料とする大型特殊自動車であって出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満である原動機を備えたもの並びに軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）に係る試験を除く。）	十八万七千円
七十八　保安基準第三十一条第二項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質に係る試験（軽油を燃料とする大型特殊自動車であって出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満である原動機を備えたもの並びに軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に係る試験に限る。）	三十五万二千円
七十九　保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、温度が上昇した場合の警報機能に係る試験	十二万五千円
八十　保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、車両総重量三・五トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）並びに軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に係る試験を除く。）	十二万五千円
八十一　保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、車両総重量三・五トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの並びに軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に係る試験に限る。）	十八万七千円
八十二　保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）に係る試験に限る。）	六十四万二千円
八十三　保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、原動機の制御に係る試験	十八万七千円
八十四　保安基準第三十一条第五項に定める基準に係る試験	三十五万二千円
八十五　保安基準第三十二条第一項、第二項、第四項、第五項及び第十項に定める基準のうち、前照灯（配光可変型前照灯を除く。以下同じ。）に係る試験（最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に係る試験を除く。）	二十七万円